年 教育資金一括贈与預金「いよのかけ橋」に関する領収書等明細一覧兼確認書

	お客さま(贈与を受け、口座を開	設された方)	親権者さま(お客さまが未	成年の場合)
日付				
住所				
署名(氏名)印	印	年齢 歳		印
受付後、写しを	Eお渡しします。領収書等の提出管理	にお役立てくだ	さい。	チェック欄
私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)」に規定されている「教育資金」として支払ったことに相違ありません。				
預金が教育資金として	頃金の払戻し等をするものについて、 て使用されるものであることを確認・ 員害賠償責任を構成するものではない	管理すること」、	「確認・管理義務を履行する	

1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

(1) 学校等への支払金額

- 111 + 0 - 7 7	±44 # 0 /2 = 7	摘要	+ 4.5		領収書等	
支払先の氏名	支払先の住所	(支払内容)	支払日	枚数	金額	うち非課税充当額
	学校等への支払金額合詞	± (1)		枚		 円
	于汉 守、 00 久山亚银口。					

【ご注意点】(2)学校等以外への支払金額のうちA「塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合」

2019年7月1日以後、「学校等以外の者に支払われる金銭」でお孫さま等が23歳に達した日の翌日以後に支払われる場合は、「教育に関する役務の提供の対価」「スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価」「これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料」は対象外となり、「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用」のみ対象となります。

(2) 学校等以外への支払金額

	±11.11.2.15.77	摘 要			領収書等	
支払先の氏名	支払先の住所	(支払内容) (注)	支払日	枚数	金額	うち非課税充当額
A. 塾や習い事で!	必要な費用を、学校等以外の	者に支払う場合				:

B. 学校等で必要	な費用を、学校等以外の者に	支払う場合				
3 000000000000000000000000000000000000						
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
	学校等以外への支払金額	合計 (②)		枚		円 I
				枚		円
	総 合 計 (①+(2)		12		I J

(注)「摘要(支払内容)」欄には、

その内訳(例「〇月分〇〇料として(〇回または〇時間)」等)についても入力してください。

<教育資金について>

1. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、 文部科学省のホームページに「Q & A 」とあわせて掲載されていますので、ご参照ください。

【文部科学省ホームページ:「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

2. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無について、 ご不明な点がある場合は税務署または税理士にご相談ください。



2. 今回ご提出いただく「領収書等」の確認書

Z. ¬			
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
	「領収書等」は、すべてご本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または		
(2)	「学校等以外の者」(注2)に直接支払ったご資金ですか。	はい	いいえ
(2)	(注1)租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金	16.0	0 0 72
	(注2)租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者		
	学校等以外への支払金額のうち「塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合」		
	2019年7月1日以後、「学校等以外の者に支払われる金銭」で受贈者が23歳に達した日の		
(2)	翌日以後に支払われる場合は、「教育に関する役務の提供の対価」「スポーツ・文化芸術	はい	1.1.
(3)	に関する活動等に係る指導の対価」「これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び	(該当なし)	いいえ
	施設の利用料」は対象外となり、「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講		
	するための費用」のみ対象となります。		
	(「領収書等」のうち領収書について)		
	①領収書には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)および住所(所在地)、		
	摘要(注)が記載されていますか。		
(4)	(注)資金使途(例「〇〇代として」)の記入が必要。また、「1」の(2)の領収書については、	はい	いいえ
(4)	資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載されて	(該当なし)	0.0.75
	真金侯返に加えて、その内部(例)の月ガ(の回よたはの時間/)/についても記載されている必要があります。		
		1+1 \	いいえ
	②領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい	いいえ
	(「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」(注)について)		
	(注) 「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A (Q5-3)で例示。下記要件の不足が		
	ある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要が		
	あります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。		
(5)	①「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)		
(5)	および住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。	はい	_
	(注)資金使途(例「OO代として」)の記入が必要。また、「1」の(2)の領収書については、	(該当なし)	いいえ
	資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載され		
	ている必要があります。		
	③ご担山いただいた「大打の東東を訂せて津叛」のために、 同二の大打に関すて乗権担山は		
	②ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出は	重複なし、	重複あり
	②こ徒田いただいだり女仏の事実を証する書類Jのながに、同一の文仏に関する里後提出はありませんか。(過去提出分を含む)。	重複なし(該当なし)	重複あり
			重複あり
	ありませんか。(過去提出分を含む)。	(該当なし)	重複あり
(6)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出	(該当なし)	重複あり
(6)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出 いただいていますか。	(該当なし)	
(6)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出 いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が	(該当なし)	
(6)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、	(該当なし)	
(6)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。	(該当なし)	
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められま	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。)	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の	(該当なし) はい (該当なし)	いいえ
(7)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(7)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の(2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出 いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が 業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、 学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、 その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」 の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の 入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」 の対象外となりますのでご注意ください。	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(7)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出 いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が 業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、 学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(7)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(7)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「1」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注) 年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(7)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「「」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(8)	ありませんか。(過去提出分を含む)。 「「」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。 「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日をすぎていませんか。	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(7)	「1」の(2)B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。 「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日をすぎていませんか。 (注)支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(8)	「1」の(2)B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるブリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。 「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日をすぎていませんか。 (注)支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますので、ご注意ください。	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ
(8)	「1」の (2) B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。 「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日をすぎていませんか。 (注)支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますので、ご注意ください。 教育資金贈与税非課税措置に関する特約が終了する場合は、特約が終了する日の属する月の	(該当なし) はい はい はい	いいえ
(8)	「1」の(2)B.の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)年度や学期の初めに配布されるブリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。 「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書」とは認められませんのでご注意ください。 領収書提出日が翌年1月1日から3月15日の場合、「領収書等」の日付は昨年1月1日から12月31日までのものですか。(領収書提出日が3月16日以降の場合、「領収書等」の日付は、その年のものですか。) (注)一昨年12月31日以前の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となります。また、教育資金一括贈与非課税措置を受けるための口座の最初の入金日よりも前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。 【ご注意ください】 教育資金管理契約にかかる預金口座からの年内払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払にかかる「領収書等」の金額は実際の支払日を含む(年明け後の年)の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。 「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日をすぎていませんか。 (注)支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象外となりますので、ご注意ください。	(該当なし) はい (該当なし) はい	いいえ

(注)「(4)」、「(5)」に関するご注意 学校等への支払に関する「領収書等」または「支払の事実を証する書類」では、「摘要(支払内容)」 や「支払先の住所(所在地)」の記載が必要です。これらが記載されていない場合には、当該「領収書等」または「支払の事実を証する 書類」に受贈者自身が「摘要(支払内容)」を記載し、受贈者自身が署名捺印することにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。

	銀	行	使.	用	欄
--	---	---	----	---	---

<「教育資金の範囲制限」チェックリスト> ※2019年7月1日以降に支払われる教育資金の場合、確認必須

チェック項目	確認内容			確認事項	確認印
受贈者の年齢	受贈者の年齢は23歳以上か。 ※23歳未満の場合、以下確認不要	()歳	
支払先	支払先は、学校等以外(塾や習い事等)か。 ※学校等への支払の場合、以下確認不要		学校等 (注)	学校等以外 (塾や習い事等)	
資金の内容	学校等以外に支払われる資金のうち、 「教育訓練の支給対象となる教育訓練を 受講するための費用」に該当するか。	非課税 対象外	②スポーツ・ 係る指導の ③これらの役	る役務提供の対価 文化芸術に関する活動等に 対価 務提供または指導に係る 費および施設の利用料	
	①~③に該当する場合は非課税対象外		受講するた ※厚生労働省	支給対象となる教育訓練を めの費用 HPにおける該当講座ページ 案内等での確認必須	

⁽注)学校等で必要となる費用を業者に直接支払った場合を含む。(文部科学省Q&A Q3-1、Q3-2参照)

<「教育資金管理契約の終了事由」チェックリスト> ※2019年7月1日以降に受贈者が30歳に達する場合、確認必須

チェック項目	確認内容	確認事項	確認印
受贈者の年齢	受贈者の年齢が30歳に達したか。 ※30歳に達していない場合、以下確認不要	() 歳	
延長条件	受贈者が30歳に達した日において、 右のいずれかに該当するか。	①学校等に在学している場合	
是以木川	※該当しない場合、以下確認不要 (「教育資金管理契約」は終了)	②教育訓練給付金の支給対象となる 教育訓練を受講している場合	
届出書の提出	「『教育資金管理契約』の継続に関する 届出書」を提出しているか。	①学校等に在学している場合 ※学生証、在籍証明書等の確認書類で確認 (写しの徴求は不要) ②教育訓練給付金の支給対象となる 教育訓練を受講している場合 ※厚生労働省HPにおける該当講座ページ および受講案内等の確認資料で確認 (写しの徴求は不要)	
契約の延長	右のいずれかの日まで教育資金管理契約 は延長される。 ※最長40歳まで延長できるが、その場合毎年 「届出書」の提出が必要	① 30歳に達した日の属する年の翌年12月31日 ②受贈者が30歳に達した日の属する年の翌年以後に おいては、その年の翌年12月31日もしくは受贈者が 40歳に達した場合は、受贈者が40歳に達する日	-

- ※「教育資金一括贈与預金『いよのかけ橋』事務確認フローチャート」(01-7-2734)も活用すること。
- ※確認不要の項目や、該当しない項目については、「確認印」欄に斜線を引くこと。

	店番・店名	検印	担当者印	印鑑照合	写し交付
日付:					